

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 6 7 号
件 名	陳情書の趣旨説明の際に配付する資料を紙資料から電子データ形式に改め、陳情者の負担を軽減するよう求めることについて
要 旨	<p>現状は陳情書の趣旨説明で資料を配付する際、陳情者が議会事務局に紙資料を35部コピーして提出しなければなりません。他市町村では、議会運営委員会で所管の委員会への付託が決まると、議会事務局で紙資料を電子データ形式にして、各委員のタブレットに格納しています。こうすることによって、陳情者は紙資料を1部提出するだけで済みます。陳情者が陳情の趣旨説明をする際に、資料の活用が容易になり、説明が分かりやすくなり、各委員の理解も深まります。現在は陳情者が紙資料35部を準備しなければならず、負担が大きく、添付しない状況です。このため、説明に時間がかかり、5分の時間制限内で説明をまとめることが難しい状況です。</p> <p>また、委員に資料が配付されるのは、当日の当該趣旨説明の直前です。これでは、資料の確認もできません。委員は事前に資料を確認する必要はないのでしょうか。当該趣旨説明の直前に、委員長が委員全員に資料配付の許可を求めると、全員が異議なしと答えています。この時点で委員は資料を見ていません。陳情書を補足する資料の提出の簡素化と、各委員の資料の事前確認を求めます。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 陳情書の趣旨説明の際に配付する資料を電子データ化すること。</p> <p>2 委員は資料の事前確認をすること。</p>
付 託 年月日 委員会	令和6年3月11日 第1項 第2項 } 議会運営委員会
受 理	令和6年2月28日 第774号